第七条

東ティモール民主共和国政府は、その指定する機関を通じ、専門家及び調査団の構成員と緊密に連絡を保つものとする。

第八条

東ティモール民主共和国政府は、東ティモール民主共和国に滞在する専門家及び調査団の構成員の安全を確保するために必要な措置をとる。

第九条

1　両締約国政府は、この協定から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

2　この協定は、両締約国政府間の書面による合意により改正することができる。

第十条

この協定の終了は、この協定の下で既に実施されている協力に関連する任務を遂行するために東ティモール民主共和国に滞在中の専門家及び調査団の構成員に対して与えられる特権、免除及び便宜に影響を与えるものではない。

第十一条

1　この協定は、日本国政府が東ティモール民主共和国政府からこの協定の効力発生のために必要な国内手続を完了した旨の書面による通告を受領した日に効力を生ずる。

2　この協定は、一年間効力を有するものとし、いずれか一方の政府が他方の政府に対し少なくとも六箇月の予告をもって協定を終了させる意思を書面により通告しない限り、毎年自動的に一年ずつ更新される。

3　2の規定にかかわらず、日本国政府が第三条の規定への違反を発見した場合には、この協定は終了する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十三年九月十六日にディリで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
花田吉隆

東ティモール民主共和国政府のために
ジョゼ・ルイス・グテレス

○経済産業省告示第八十三号

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）第一条の二の規定に基づき、認定を受けた次の学校の名称及び学科名の変更届出があったので、同令第一条の四の規定に基づき、公示する。

平成二十六年四月十一日

経済産業大臣　茂木　敏充

新名称	旧名称	住所	変更年月日
北海道科学大学	北海道工業大学	北海道札幌市手稲区前田七条十五丁目四番一号	平成二十六年四月一日
全日制課程	全日制課程		
工学部電気電子工学科	創生工学部電気デジタルシステム工学科		（平成二十六年度入学生から）

○経済産業省告示第八十四号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第八十九条の規定に基づき、同法第五十七条の二第一項の登録調査機関として、次の者の登録をしたので、同法第百十二条の二第二号の規定に基づき、公示する。

平成二十六年四月十一日

経済産業大臣　茂木　敏充

名称	主たる事務所の所在地	登録年月日
綜合警備保障株式会社	東京都港区元赤坂一丁目六番六号	平成二十六年四月一日

○国土交通省告示第五百三号

運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第十五条第一項の規定により、次のとおり運輸審議会件名表に登載された。

平成二十六年四月十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

事案番号	事案の種類	申請者	事案
平26第9001号	混雑空港運航許可	春秋航空日本株式会社	申請混雑空港成田国際空港

○国土交通省告示第五百四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年四月十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
西上浜川

(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷

愛媛県伊予市双海町串
字濱　甲四四番二から甲四四番五まで
甲四四番七及び甲四四番八
字大スケ口　乙五六番
乙五八番
乙五九番一
字大スケ谷　乙五七番
字大スケ　乙七一番三

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

愛媛県伊予市双海町串
字浜　甲四二番二三　一号
字濱　甲四二番三　二号
甲四四番一〇　三号及び四号
甲四二番一　十号
字船サコ　乙五五番六三　五号
字大スケ口　乙五八番　六号
字杓子クボ　乙六〇番二　七号及び八号
乙六〇番六　九号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
影平

(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

愛媛県南宇和郡愛南町中川
一四三八番二　一号
一四三八番一　二号から五号まで
二一六八番　六号及び七号
二一六九番　八号及び九号
二一六六番　十号
二一六七番　十一号
一四四一番　十二号
一四四三番　十三号及び十四号
一四五九番　十五号
一四五八番一　十六号

○国土交通省告示第五百五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年四月十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
西越床二号沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

栃木県足利市大沼田町
字中根　一九四七番二　一号及び二号
一九四七番一　三号
一九四一番一　四号及び五号
一九三四番二　六号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
東越床沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

栃木県足利市大沼田町
字猿越路　一八九六番二　一号から三号まで
一八九四番二　四号から六号まで及び十一号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
西沢一号沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する道路及び水路のうち、その接している区間の道路敷及び水路敷

二二六六番　七号から十号まで